

長野県指定 NPO法人制度 の概要

長野県の各地で、地域の住民やNPO、企業などが、公共的な課題やニーズに、新しい考え方で創意工夫しながら、きめ細やかに対応する取組が広がろうとしています。

その担い手の一つであるNPO法人が自立的に活動していくために、県民から寄附などの支援を得やすくするための制度です。

積極的に御活用ください。

平成 26 年 4 月

長野県県民文化部県民協働課

県指定NPO法人になるためには、まず、全ての基準に適合する必要があります。

1 長野県指定NPO法人制度とは？

NPO法人への寄附を促すことにより、NPO法人の活動を支援する制度です。

「特定非営利活動法人の条例指定要綱」に定めた基準に適合したNPO法人を、長野県が条例で指定することで、指定されたNPO法人（以下「県指定NPO法人」といいます。）に対する寄附を促し、活動を支援します。

2 県指定NPO法人のメリットは？

県指定NPO法人のメリット

(1) 県民からの寄附が受けやすくなります。

県指定NPO法人に寄附した県民が市町村へ申告を行うと、個人県民税の税額控除が受けられるため、寄附促進につながります。

(2) 認定NPO法人へステップアップできます。

県指定NPO法人になると、認定NPO法人の申請時の要件の一つであるPST（パブリック・サポート・テスト）要件を満たしていることとなります。

(3) 内部管理がしっかりします。

指定を受けるために経理や組織のあり方を見直すことで、内部管理がよりしっかりします。

(4) 社会からの信用が高まります。

指定を受けるために積極的な情報公開を行うことで、社会からの認知度や信用が高まります。

認定NPO法人とは・・・
NPO法人のうち、その運営組織及び事業活動が適正であって公益の増進に資するものとして、特定非営利活動促進法第44条第1項の規定により認定を受けたものをいいます。

個人の寄附者のメリット

県指定NPO法人に寄附をした場合には、寄附をした翌年の1月1日にお住まいの市町村への申告により、寄附金額から2,000円を引いた額の4%が個人県民税から税額控除されます。

また、当該県指定NPO法人が、市町村の条例でも指定されている場合には、さらに6%が個人市町村民税から税額控除されます。

所得税の確定申告とは別に、市町村への申告の必要があります。

寄附金控除の例（概算ですので、実際の控除額とは異なる場合があります。）

県指定NPO法人に「1万円」を寄附した場合・・・

○ 個人県民税の税額控除 320円
(10,000円-2,000円) × 4% = 320円

さらに寄附した方が居住している市町村の条例においても指定されているNPO法人であった場合・・・

○ 個人市町村民税の税額控除 480円
(10,000円-2,000円) × 6% = 480円

最大10%
の税額控除
(800円)

3 指定NPO法人になるための基準

(1) 以下の①～⑪の基準を、全て満たしていること。

① 長野県内に主たる事務所を有し、かつ長野県内の地域を活動範囲とする法人であること。

公益性に関する基準

②	県民等からの支持が得られていること。	次のいずれかを満たしていること。	
		ア	実績判定期間における経常収入金額のうち寄附金等収入金額の占める割合が10%以上であること。
		イ	実績判定期間内の各事業年度中の寄附金の額が1,000円以上である寄附者数の合計が年平均50人以上であり、かつ当該NPO法人に対する寄附金の総額が年平均15万円以上であること。

公益性を高める基準

③	県民から認知されるための取組を行っていること。	次のいずれか2つ以上を満たしていること。	
		ア	その事業活動を掲載した会報紙等を申出の日において県内の公共施設等に5ヶ所以上設置していること。
		イ	その事業活動に関する県民を対象とした催物を実績判定期間の各事業年度において4回以上開催していること。
④	他の主体との協働実績等があること。	ウ	法人の活動状況を実績判定期間において、会報紙、インターネット（ホームページ等）などで積極的に公開していること。 (発行・更新頻度：年2回以上)
		ア	県との協働事業を行っていること。
		イ	市町村の範囲を越えて、他団体（市町村、自治会、企業・団体等）と協働した広域的な活動を行っていること。
④	他の主体との協働実績等があること。	ウ	県の施策及び事業の推進に資する活動の実績があり、その活動に当たって地域住民等からの支持を受けていること。

実績判定期間とは、県指定NPO法人の基準判定の対象期間のことをいいます。

指定の申出を行う法人の直前に終了した事業年度終了の日以前5年（初めて指定の申出を行う法人は2年）内に終了した各事業年度のうち、最も古い事業年度の開始の日から、直前に終了した事業年度の日までの期間となります。

【新規申出の場合の例】 事業年度が4/1～3/31の法人の場合



運営組織及び事業活動に関する基準

⑤	共益的な活動でないこと。	事業活動において、次に掲げる活動の占める割合が50%未満であること。	
		ア	会員等に対する資産の譲渡等及び会員等が対象である活動
		イ	特定の範囲の者に便益が及ぶ活動
		ウ	特定の著作物又は特定の者に関する活動
		エ	特定の者の意に反した活動
⑥	運営組織及び経理が適切であること。	次の全てを満たしていること。	
		ア	(7) 役員のうち親族関係を有する者等で構成する最も大きなグループの人数÷役員の数 $\leq 1/3$ (1) 役員のうち特定の法人の役員又は使用人数等で構成する最も大きなグループの人数÷役員の数 $\leq 1/3$
		イ	各社員の表決権が平等であること。
		ウ	会計について公認会計士等の監査若しくは青色申告法人と同等の取引記録、帳簿の保存を行っていること。
		エ	不適正な経理を行っていないこと。
⑦	事業活動の内容が適切であること。	次の全てを満たしていること。	
		ア	宗教活動、政治活動及び特定の公職者等又は政党を推薦、支持又は反対する活動を行っていないこと。
		イ	役員、社員、職員又は寄附者等に特別の利益を与えていないこと及び営利を目的とした事業を行う者等に寄附を行っていないこと。
		ウ	特定非営利活動に係る事業費÷総事業費 $\geq 80\%$
		エ	受入寄附金総額のうち特定非営利活動に係る事業費に充てた額÷受入寄附金総額 $\geq 70\%$
⑧	情報公開されていること。	次に掲げる書類をその事務所において閲覧させること。	
		ア	事業報告書等、役員名簿及び定款等
		イ	(7) 指定申出書に添付された書類（寄附者名簿を除く。） (1) 毎事業年度3か月後までに提出する「役員報酬規程等提出書」に添付された書類 (7) 助成の実績を記載した書類
⑨	法に規定する事業報告書等を毎事業年度初めの3か月以内に提出していること。		
⑩	法令又は法令に基づいてする行政庁の処分に違反する事実、偽りその他不正の行為により利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実がないこと。		
⑪	指定申出書を提出した日を含む事業年度の初日において、設立の日以後1年を超える期間が経過していること。		

(2) 欠格事由に該当しないこと。

欠格事由のいずれかに該当する場合は、指定を受けることはできません。

- ① その役員の中に、次のいずれかに該当する者があるもの
 - ア 指定特定非営利活動法人が指定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年以内に当該指定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しないもの
 - イ 特定非営利活動促進法（以下「法」といいます。）の規定により認定又は仮認定を取り消された特定非営利活動法人において、その取消原因の事実があった日以前1年以内に当該特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しない者
 - ウ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
 - エ 法若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に違反したことにより、若しくは刑法第204条等の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
 - オ 暴力団の構成員等
暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含みます。）である者若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者
- ② 認定、仮認定又は指定を取り消されその取消しの日から5年を経過しない法人
- ③ 定款又は事業計画書の内容が法令又は法令に基づいてする行政庁の処分に違反している法人
- ④ 国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しない法人
- ⑤ 国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しない法人
- ⑥ 次のいずれかに該当する法人
 - ア 暴力団
 - イ 暴力団又は暴力団の構成員等の統制の下にある法人

4 県指定NPO法人になるための手続

NPO法人

(1) 事前相談

県指定NPO法人の指定を受けるためには、多くの留意事項がありますので事前にご相談ください。

相談は、下記あて電話にて予約してください。

相談窓口：長野県 県民文化部 県民協働課

住 所 長野市大字南長野字幅下 692-2 (〒380-8570 (住所記載不要))

電 話 026-235-7189 (直通)

月曜日～金曜日 (年末年始・祝日を除く。) 8:30～17:15

(2) 申出書の提出

事前相談等で指定基準に適合していると思われる場合は、申出書を提出してください。申出書の様式は、下記のアドレスからダウンロードできます。

<http://www.pref.nagano.lg.jp/kyodo-npo/kurashi/kyodo/kyodo/npo/shitei/tetuzuki.html>

(3) 審査と実態確認

審査には、2～3か月程度かかります。

書類審査のほか、聞き取り調査や法人事務所での実態確認を行います。

実態確認にご協力ください。

(4) 条例手続

○審査等の結果、基準に適合すると認められた場合は、県の条例に個別に指定するための手続が開始されます。

○条例手続は、受付や審査時期により異なりますが、概ね2～3か月程度かかります。

○県指定NPO法人としての効力が生じるのは、長野県議会の議決を経て、当該条例が施行された日からとなります。

長野県指定NPO法人

【条例に掲げられる事項】

特定非営利活動法人の名称	主たる事務所の所在地
特定非営利活動法人〇〇〇〇〇	〇〇市〇丁目〇番〇号

2
～
3
か
月

2
～
3
か
月

5 県指定NPO法人になった後に行うこと

県指定NPO法人になったら、次のことを必ず行ってください。

県指定NPO法人になった後、次のことを行う必要があります。

(1) 指定事項の変更届

次の事項に変更があった場合は、届出手続を行ってください。

- ①特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
- ②特定非営利活動を行う地域
- ③現に行っている事業の概要

(2) 県指定NPO法人になった後の定期確認

- 条例が施行された日から5年ごとに県指定NPO法人として基準に適合しているか確認します。
- その5年を経過する日の9か月前から7か月前までの間に確認のための手続を行ってください。
- 確認の際の実績判定期間は、確認書類の提出直前の5年間となります。

(3) 毎事業年度の提出・情報公開等

- 県指定NPO法人は、毎事業年度の初めの3か月以内に、役員報酬の支給に関する規程や前事業年度の資金に関する事項等を記載した書類など決められた書類の作成が必要です。
- 作成した前述の書類は、毎事業年度の初めの3か月以内に県へ提出しなければなりません。
(県では提出された書類を公開します。)
- 県指定NPO法人の作成した次のページの書類は、法人の事務所に備え置くとともに、閲覧の請求があったときは、正当な理由がある場合を除いて閲覧させなければなりません。

県指定NPO法人の作成・提出書類一覧

書 類 名		備え置く	県指定NPO法人 (閲覧)	県へ提出
事業報告書等		○	○	事業年度終了後3か月以内
事業報告書				
計算書類（活動計算書、貸借対照表）				
財産目録				
年間役員名簿（各事業年度において役員であった者全員の氏名及び住所等並びに報酬の有無を記載した名簿）				
社員のうち10人以上の者の氏名及び住所等を記載した書面				
役員名簿				
定款等（定款、認証及び登記に関する書類の写し）				
指定申出書に添付した	指定の基準に適合する旨を説明する書類及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類	○	○	申出時
	寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類			
前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程		○	○	事業年度終了後3か月以内
前事業年度の収益の明細など	収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項を記載した書類			
	資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項を記載した書類			
	次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項を記載した書類			
	ア 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の最も多いものから順次その順位を付した場合におけるそれぞれ第1順位から第5順位までの取引			
	イ 役員等との取引			
	寄附者（当該県指定NPO法人等の役員、役員の配偶者若しくは3親等以内の親族又は役員と特殊の関係のある者で、前事業年度における当該県指定NPO法人等に対する寄附金の額の合計額が20万円以上であるものに限る。）の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日を記載した書類			
給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項を記載した書類				
支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日を記載した書類				
運営組織及び経理に関する基準（表決権に係る部分を除く。）事業活動に関する基準（事業費に関する部分を除く。）情報公開に関する基準、法令違反等に関する基準に適合している旨及び欠格事由のいずれにも該当していない旨を説明する書類				
「助成金の支給の実績」を記載した書類		○	○	支給後、遅滞なく
寄附者名簿		作成の日から5年間	×	申出時
指定申出書		指定の日から5年間	×	
指定申出書の添付書類のうち上記に含まれていないもの				

(注) 県又は県指定NPO法人において役員名簿又は定款等の閲覧等を行う場合には、最新のものが閲覧等の対象となります。

(4) 寄附金に関する事務

県指定NPO法人は、寄附金税額控除の制度が円滑に運営されるよう、次の事務を行う必要があります。

① 寄附金受領証明書の交付

寄附を受けた際、「寄附金受領証明書（領収書）」を寄附者に交付してください。
寄附者が寄附金控除を受けるために必要となります。

【「寄附金受領証明書（領収書）」に記載が必要な事項

寄附者の住所及び氏名

受領した寄附金額

受領年月日

受領した法人の名称、主たる事務所の所在地及び電話番号等

② 寄附者が寄附金控除を受けるための手続について説明

県指定NPO法人に寄附をした寄附者が個人県民税の寄附金控除を受けるためには、「寄附をした年の翌年3月15日までに、確定申告とは別に、市町村に申告を行う必要がある」旨説明してください。

（寄附受領法人が発行した「寄附金受領証明書（領収書）」の添付が必要）

③ 「寄附者名簿」の作成と該当市町村への提出

毎年1月1日から12月31日の期間に受領した寄附について、寄附者の住所・氏名、受領した寄附金の額、寄附を受領した年月日を記載した「寄附者名簿」を、寄附者の居住する県内の市町村別に作成し、提出しなければなりません。

作成した「寄附者名簿」は、該当する市町村の税務担当課に、寄附を受領した年の翌年1月31日までに送付してください。

なお、作成した「寄附者名簿」は7年間保存してください。

(5) 認定NPO法人の申請における取扱

県指定NPO法人は、認定の基準のうちPST要件を満たしたものとして扱われます。

認定NPO法人になると、寄附者のメリットが所得税及び市町村民税の控除にまで拡大されるので、当該NPO法人への寄附が一層促されることになります。

県指定NPO法人が認定の申請をする場合は、**県の条例で指定NPO法人の指定の効力が生じた日の後**に行ってください。

お問い合わせ

長野県県民文化部県民協働課

電話 026-235-7189 (直通)